横浜市会のご案内

YOKOHAMA CITY COUNCIL

横浜市会では86人の議員が370万人を超える市民の皆様の代表として多様なニーズを把握し、市政の推進・発展を目指し、市民生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていくために尽力しています。

日本最大の人口を有する基礎自治体である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、多くの市政課題が高度化、複雑化しています。そのような中、合議制の議会と執行機関の長による二元代表制の一翼として、横浜市会は、多くの権限と責任を担いながら、その果たすべき機能を最大限に発揮していきます。

議員

市会は、選挙権を持つ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。

市会の議員定数は、条例により86人と定められています。18の各行政区において選挙される議員の数は、その人口に比例して決められています。

選挙区別議員名簿

選挙区別議員数

市会議員の仕事

会議で議論するほか、意見を言うためにいろいろな勉強や、住民の声を聞くことも必要です。議員の仕事は多岐にわたりますが、例えば次のような仕事をしています。

- **本会議や委員会に出席して議案について議論し、採決に参加します。市が行っていることが、議会で決めたことと異なっていないか監視もしています。**
- **地元住民の相談にのったり、町内会や商工会などの団体からの要望を聞いたりします。**
- **市民の方向けの報告会の開催や、新聞の発行などにより、議会での活動を報告します。**
- **現場視察や、国に対して要望を出すこともしています。**

選挙権と被選挙権

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、市会議員を選挙する権利（選挙権）があり、またその選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する権利（被選挙権）があります。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は市会を代表し、また、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。市会の様々な事務をとりまとめ、処理するのも議長の仕事です。

副議長は議長が職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

議長・副議長

会派

市会では、政策の決定や形成に向けた理念を共有する議員が集まって会派を結成し、活動しています。

会派の結成には2人以上の所属議員が必要です。また、各委員会の委員長などの割り当てや、本会議での発言時間などは各会派の所属議員数を基に決められています。

市会の会派と所属議員数

会派別議員名簿

明治22年当時の市役所

「市会（しかい）」という呼称の由来

明治21年（1888年）に「市制」という法律が制定されました。「市制」は翌年4月1日に施行さ